

車両明細記入例

申請事業者名

三重県軽貨物運送（株）

申請する車両一覧の
枚数目/総枚数を記載

申請する事業用車両の明細（軽貨物）

明細枚数 1 / 2

NO	登録番号	種別	使用の本拠の位置	登録/交付年月日	備考
1	三重480り0000	軽貨物	津市桜橋3丁目53-11	R 5 / 4 / 1	
2	三重480り0001	軽貨物	〃	R 2 / 1 1 / 1 2	
3	四日市480り0000	軽貨物	四日市市新正4丁目8-8	H 3 0 / 7 / 1 1	
4	四日市480り0001	軽貨物	〃	H 2 9 / 1 2 / 1	
5	鈴鹿480り0000	軽貨物	鈴鹿市平野町字森山494-1	H 2 8 / 1 1 / 2	

申請する車両番号を使用
本拠の位置毎に記載
令和5年9月30日時点で
登録していた車両

車検証の「使用の本拠の位置」を記載
同上の場合は「〃」で記載可

車検証の「交付年月日」を記載
令和5年9月30日以前の日付であること

車検証の添付について

- ①令和5年9月30日時点において三重県内に使用本拠を置き、車検が有効な事業用自動車であることが確認できる車検証のコピーを添付してください。（登録年月日及び有効期間の満了する日を確認）
- ②車両の買い換え時期、または構造変更等により車検証の交付年月日が9月30日以降となっている車両は、新・旧両方の車検証のコピーを添付してください。
- ③車両の買い換え、紛失等により旧車検証がない場合は次のもので代用できます。
 - (1) 検査記録事項証明等証明書(保存記録)のコピー ※現在の車両所有者でないと発行されません。
 - (2) 自動車保険証券又は保険変更手続きなど移動承認書のコピー ※新旧のナンバー、保険期間が記載されているもの

よくあるご質問

- Q. 現在車検切れの車両、廃車した車両は対象となるのか？
リース車両、又は所有権が変更となった車両は対象となるのか？
- A. 9月30日時点で使用者として登録され、かつ車検が有効であった車両は対象になります。